

(一財) 日本建築設備・昇降機センター 理事長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する件の施行について

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件の一部を改正する件（令和7年国土交通省告示第509号。以下「防火区画等貫通告示」という。）が令和7年7月4日に公布され、同日から施行される。

については、別添のとおり都道府県建築行政主務部長宛てに通知したので、周知する。

記

第1 改正の概要

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第129条の2の4第1項第7号において、給水管、配電管その他の管（以下「給水管等」という。）が令第112条第20項の準耐火構造の防火区画、令第113条第1項の防火壁若しくは防火床、令第114条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（以下「防火区画等」という。）を貫通する場合において、耐火二層管（硬質塩化ビニルで造られた内管と繊維モルタルで造られた外管の二層構造とした管をいう。以下同じ。）を用いる場合は、令第129条の2の4第1項第7号ハの規定に基づき国土交通大臣の認定を取得することが必要とされている。これまでに多くの大臣認定実績が存在するとともに、耐火二層管による防火区画等の貫通が可能な条件についての技術的な知見が得られたことから、防火区画等貫通告示において耐火二層管の外径等に係る基準を新たに規定する改正を行った。

第2 運用上の留意点について

1 建築基準関係規定への適合性の確認について

改正後の防火区画等貫通告示においては、耐火二層管が防火区画等を貫通する場合に満たすべき基準として、令第129条の2の4第1項第7号ロの国土交通大臣が定める内管の外径の数値に応じた外管の肉厚及び外径並びに内管の肉厚（以下「外

管肉厚等」という。)、耐火二層管が貫通する部分の防火区画等の構造方法を規定しているため、建築基準関係規定への適合性の確認については、耐火二層管の外管肉厚等のみならず、貫通する部分の防火区画等の構造方法の確認も必要となる。

2 防火区画等の貫通に係る施工方法について

給水管等が防火区画等貫通告示を適用して耐火二層管により防火区画等を貫通する場合の当該管と防火区画等との隙間の埋め戻しについては、令第 112 条第 20 項の規定により、モルタルその他の不燃材料で埋め戻すことで差し支えない。また、ロックウール等の埋め戻し材の落下が懸念される場合においては、鋼板等の不燃材料で埋め戻し部分に蓋をするなど落下防止措置を施し、貫通部分の耐火性能を低下させないように留意されたい。

また、防火区画等と埋め戻し材の組み合わせ（せっこうボード上にモルタルを施工する）によっては、防火区画等の材料強度を低下させることがあるため、貫通部分の防火区画等における材料強度を低下させないように留意されたい。

なお、その他の施工方法の詳細については、耐火二層管協会が発行するマニュアルを参照されたい。